

「白岡市パートナーシップ宣誓制度」について

1 制度の趣旨

性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。

この制度は、現行の法制度の影響を受けるものではないため、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。

市では、パートナーシップ宣誓書に必要書類を添えて提出されたカップルに対して、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、宣誓したカップルのパートナーシップ関係という事実を尊重し、二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進につなげます。

2 制度の背景

性的マイノリティの方々は、周囲の理解を得づらく、日常生活の中において、差別や偏見を受けるなど生きづらさを感じています。また、家族や友達などに打ち明けることができず悩んでいる人もいます。

そのため、性別に捉われず、だれもが自分らしく暮らせる社会となるよう、性の多様性を理解し尊重する意識を深める必要があります。

市では、多様な生き方を認め合えるよう、性の多様性に関する啓発を行います。

3 宣誓を行うことができる方の要件

双方又は一方が性的マイノリティであるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者又は他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (3) 双方が市内に住所を有している。(市内への転入を予定している場合も含む)
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう。)でないこと。

※婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等様々であること、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住(予定を含む)し、お互いをパートナーとして共同生活をしていれば同居していなくても宣誓できる。

4 必要書類

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し
- (3) 婚姻していないことを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本））
- (4) 本人確認書類
- (5) その他（確認に必要となる書類）

5 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓証明書
- (2) パートナーシップ宣誓証明カード

6 その他

「パートナーシップ宣誓」は、宣誓した性的マイノリティの方々の性自認や性的指向を公に証明するものではございませんが、本制度の趣旨が十分に理解され、日常生活における精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進を目指して周知・啓発を行っていきます。